

8第1号議案

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則の一部

改正について

のことについて、別添案を添えて請議します。

令和8年1月16日提出

教育長 川原馨

説明

この案を提出するのは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドラインが一部改定されたため、規則を一部改正する必要があるからである。

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則の一部改正の概要

1 改正の概要

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴う規定の一部改正

2 改正の理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)が公布されたことに伴い、指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドラインが一部改定され、指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則を一部改正する必要があるため。

法改正により、指導改善研修被認定者については、指導改善研修期間中の教職調整額が不支給になることに伴い、これまでガイドラインに示されていた、「指導改善の程度に関する認定」の内容が、指導改善研修を終了しない「延長」を想定した認定を含まない内容に改定されたため。

3 改正の内容

規則第7条第1項第2号「指導がなお不適切であるが、引き続き指導改善研修を行うことにより、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度」を削除する。

4 施行期日

公布の日から施行する(令和8年1月23日予定)

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則の一部を改正する規則をつゝに公布する。

令和 年 月 日

愛知県教育委員会教育長 川原 韶

愛知県教育委員会規則第 号

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則（平成二十年愛知県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(改善の程度の認定)

第七条 県教育委員会は、指導改善研修の終了時に、当該指導改善研修を受けた教員の児童等に対する指導(以下この項において「指導」という。)の改善の程度について、次の各号のいずれに該当するかの認定をするものとする。

一 略

2以下 略

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則の一部改正新旧対照表

旧

(改善の程度の認定)

第七条 同上

第七条 同上

一 略

2以下 略

二 指導がなお不適切であるが、引き続き指導改善研修を行うことにより、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度

三 略

○指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則

平成二十年三月二十八日教育委員会規則第七号

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則をここに公布する。

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指導が不適切な教員に係る認定及び指導改善研修(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項に規定する指導改善研修をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「教員」とは、県立学校に勤務する教諭等(教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師をいい、常時勤務の者(条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。)に限る。以下同じ。)及び市町村立学校に勤務する県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員をいう。)である教諭等をいう。

2 この規則において「指導が不適切な教員」とは、精神疾患その他の心身の故障以外の理由により、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導を適切に行うことができないため、授業その他の教育活動に当たらすことなく指導改善研修に専念させる措置を講ずる必要のある教員をいう。

(指導が不適切な教員である旨の認定の申請)

第三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める教員が、指導が不適切な教員に該当すると思料するときは、愛知県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定めるところにより、愛知県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)に対し、当該教員について、指導が不適切な教員である旨の認定の申請をするものとする。

一 県立学校の校長 当該県立学校に勤務する教員

二 市町村の教育委員会 当該市町村の設置に係る市町村立学校に勤務する教員

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を提出するものとする。

一 当該申請に係る教員の授業その他の教育活動の状況

二 校長、市町村の教育委員会等が当該申請に係る教員に対し行ってきた指導及びその指導による改善の状況

三 前二号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(指導が不適切な教員である旨の認定)

第四条 県教育委員会は、前条第一項の申請があった場合において、当該申請に係る教員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、指導が不適切な教員である旨の認定をするものとする。

一 教科に関する専門的知識、技術等が不足し、又は教科に関する指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができないこと。

二 児童等について理解する能力又は意欲に欠けるため、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、教員として必要な能力、適性その他の資質に欠けるため、児童等に対する指導を適切に行うことができないこと。

2 県教育委員会は、前項の認定に当たっては、教育長が定めるところにより、教育公務員特例法第二十五条第五項に規定する者の意見を聴かなければならない。

3 県教育委員会は、第一項の認定をしようとするときは、当該認定に係る教員に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

4 県教育委員会は、第一項の認定をしたときは、前条第一項の申請をした者(以下「申請者」という。)及び当該認定に係る教員に対し、その旨を通知するものとする。

(指導改善研修)

第五条 前条第一項の規定により指導が不適切な教員である旨の認定をされた教員に対しては、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、当該各号に定める者が指導改善研修を命ずるものとする。

一 県立学校に勤務する教員 県教育委員会

二 市町村立学校に勤務する教員 当該市町村立学校を設置する市町村の教育委員会

2 指導改善研修は、愛知県総合教育センター、指導改善研修を命ぜられた教員が勤務する学校等において、県教育委員会が作成した指導改善研修に関する計画書の内容に従い、その者の能力、適性等に応じて実施するものとする。

3 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、県教育委員会は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内でこれを延長することができる。

(状況報告)

第六条 指導改善研修を実施する愛知県総合教育センター及び学校の長は、教育長が定めるところにより、当該指導改善研修の状況を県教育委員会に報告するものとする。

(改善の程度の認定)

第七条 県教育委員会は、指導改善研修の終了時に、当該指導改善研修を受けた教員の児童等に対する指導(以下この項において「指導」という。)の改善の程度について、次の各号のいずれに該当するかの認定をするものとする。

一 指導が改善し、適切に指導を行える程度

~~二 指導がなお不適切であるが、引き続き指導改善研修を行うことにより、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度~~

~~三二 指導がなお不適切であり、引き続き指導改善研修を行っても、適切に指導を行える程度まで改善することが困難な程度~~

2 県教育委員会は、前項の認定に当たっては、必要に応じて、指導改善研修を実施した愛知県総合教育センター及び学校の長に対し、当該指導改善研修を受けた教員に関する報告を求めることができる。

3 申請者は、第一項の認定について、あらかじめ意見を述べることができる。

4 第四条第二項から第四項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(勤務校に対する人事上の措置)

第八条 県教育委員会は、指導改善研修を命ぜられた教員が勤務する学校に対し、当該指導改善研修の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう必要な人事上の措置を講ずるものとする。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月二十七日教育委員会規則第三号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年二月九日教育委員会規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和八年一月 日教育委員会規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。